

有田市議会議員政治倫理審査会審査結果（概要）について

令和6年6月13日、議員2名の連署をもって、有田市議会議員政治倫理条例第4条第1項の規定に基づき審査請求書が議長に提出されました。有田市議会議員政治倫理審査会を設置し、当該事案について審査を行いました。

審査期間【令和6年6月18日～8月16日（計8回）】

1. 審査請求者 一ノ瀬敦子議員（代表者）、岡田行弘議員
2. 審査対象議員 ①西口正助議員
②市議会議員1・市議会議員2・市議会議員3
3. 審査請求の対象となる事由の該当条項

有田市議会議員政治倫理条例第3条第3号

（いかなる場合であっても人権侵害のおそれのある行為をしてはならないこと。）

4. 審査請求の対象となる内容

- ①西口議員の不適切発言及び不適切行為を行った疑い。
- ②市議会議員1・市議会議員2・市議会議員3の3名の議員が、西口議員の不適切発言を擁護した疑い。

5. 審査結果

- ①西口議員については、不適切発言を複数人の関係者が確認しており、政治倫理条例第3条第3号に違反する事実があると認める。なお、不適切な行為については、握手をしているのは確認できたが、それ以上の行為は事実確認ができなかった。
- ②市議会議員1・市議会議員2・市議会議員3の3名の議員については、西口議員の発言を直接的に擁護するような事実が確認できなかった。また、西口議員を制止しようとしているなど、故意に擁護する者は確認できなかったため、政治倫理条例第3条第3号に違反する事実があると認められない。

今般の議員による不適切発言に対する政治倫理審査会審査結果を、非常に重く受け止めております。市議会といたしましては、事態の重大さを真摯に受け止め、今後二度とこのようなことがないように、高い政治倫理意識を持つための研修会の実施など再発防止に取り組めます。また、改めて全議員が市民の代表としての自覚と責任を持ち、市民の皆様からの信頼の回復に努めて参ります。

有田市議会 副議長 中西登志明

※有田市議会議員政治倫理条例第8条第2項及び同施行規則第7条に基づく公表